

緊急のお願い

2022年 8月31日
奈良県生活と健康を守る会連合会
事務局長 飯尾大彦
生駒市俵口町639-11
TEL 090-3846-8213
E-mail : hiko1213@nike.eonet.ne.jp

今般、奈良県香芝市議会において青木恒子議員（日本共産党）に対して8日間の議会出席停止という懲罰議案が3対2の多数決により懲罰特別委員会において可決されました。この後の予定では9月5日の本会議冒頭に於いて可決されてしまう可能性があります。

そのそもその発端は、昨年12月の同市議会福祉教育委員会の会議において、同市議会の川田裕議長が、生活保護等の申請に際して議員が市民に同行することは香芝市政治倫理条例の下で禁止されている、議員の同行があったときは行政がその旨書面を残して議会に報告することになっているとの旨発言したことです。しかしそのような同行支援を日頃より行っていた青木恒子議員はこれに対し批判する趣旨で「一律に来たらちゃんと報告しろよというのは、やっぱりそれは議員に対する圧力だというふうに私は今感じました」、「ある意味ちょっとパワハラのように聞こえたから言っているだけです」と発言したところ、これを議会多数派に取り上げられて陳謝の懲罰を科されたのです。これに対して青木恒子議員は議会が作成した陳謝分の朗読を拒否しましたが、それが再び懲罰動議の理由とされ陳謝の懲罰が可決されるということがその後3回繰り返されました。そして遂に、冒頭に記載したとおり、更に一步進んで出席停止の懲罰が委員会で可決される事態に至ってしまったのです。

しかし、市会議員が困窮する市民の生活保護等福祉サービスに関する申請に同行することは決して「口きき」ではなく、ましてや職員に圧力を加えることにはなりません。議員の同行は他の自治体では日常的に行われており、市の業務についても何ら支障は起きていません。それをあえて禁ずることは市民の願いにも真っ向から背くことであり、また、議会多数派が数の力を濫用して議会における議員の発言を安易に懲罰理由とするという議会制民主主義に反するような決議は、議員の役割を否定する議会の自滅行為だといわなければなりません。

青木恒子議員はこうした決議を行わないよう、すでに奈良地裁に対して出席停止処分の仮の差止め決定の申請をしており、記者会見も行って一部のメディアでは報道もなされています。司法における取り組みとは別に市民の取り組みとして抗議の要請を関係者に送付したいと考えています。緊急の取り組みとはなりますが何卒ご協力をお願いいたします。別紙の要望書に必要事項を記入して2日（金）までに送信していただければとお願いいたします。

FAX 送信先

香芝市議会事務局 FAX 0745-76-7564